

(4) 太陽光発電パネル

- 太陽光発電パネル（特に土地に自立して設置するタイプ）に関する景観形成基準等を定めている自治体は全国的には増加傾向にあるが、今回調査対象とした都市部の自治体においては記載の事例はあまり多くない。
- 今回調査対象とした自治体のうち、都内の自治体では、杉並区において、太陽光発電パネルに関する記載が確認できた。
- 今回調査対象とした地方都市では、京都市や熊本市、宮崎市などにおいて、建物の屋根等に設置するタイプの太陽光発電パネルを対象とした基準が確認できた。パネルの反射等への配慮も見られる。

事例：杉並区景観計画（令和7年4月改定）

杉並区では、一般地域・重点地区ともに景観形成基準において、「屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲からの見え方に配慮する。太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をする。」としている。

形態 意匠 色彩	1 形態・意匠*は建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。 2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準(P.86・96)」に定める基準に適合したものとする。 3 まちなみの連続性に配慮しつつ、大きな壁面が周囲に圧迫感を与えないよう分節化や上層部のセットバックに努める。 4 看板や広告は、目立つことだけを目的とせず、周辺環境に配慮して節度ある色彩やデザインとする。 5 屋外階段は建物本体との一体感や調和に配慮したデザインとし、周囲に与える違和感や突出感をなくす工夫をする。 6 屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲からの見え方に配慮する。太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をする。 7 配管設備やダクト類は外壁面に露出させないように工夫する。
----------------	--

図 2-16 杉並区景観計画 一般地域 住宅地系の景観形成基準（抜粋）

事例:京の景観ガイドライン建築デザイン編(令和7年9月改訂)

京都市では京の景観ガイドライン建築デザイン編を策定している。その中に太陽光発電装置の項目が設けられており、共通基準のほか、勾配屋根・陸屋根に設置する場合ごとに地区別基準を設けている。

太陽光発電装置

本市では、地球環境に配慮した低炭素社会を促進する重要なツールとして、太陽光発電装置の普及を進めているところです。この太陽光発電装置を、地域の景観と調和し、周囲の町並みに溶け込んだものとするため、美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区においては、設置高さや色彩、形態等について基準を定めています。

以下の共通基準と地区別基準の両方を満たしてください。

■ 共通基準

美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区の種別にかかわらず、以下の基準を共通して適用します。

【パネル】

- ・ パネルの色は、黒、濃い灰色又は濃紺色（原則として彩度2以下のもの）とすること。
- ・ 配管及び配線等の色は、屋根や外壁の色と同等色にするなど、目立たないようにする。



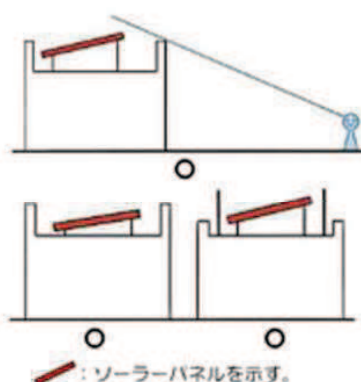
【勾配屋根に設置する場合】

- ・ パネルの最上部は、建築物の棟を超えず、屋根面に密着させること。
- ・ 枠の色は、黒又は濃い灰色とすること。
- ・ 屋根面とパネルに隙間ができる場合は、パネル下端部に黒色のカバーを設置すること。
- ・ パネルの架台や取付金物を、露出させないこと。



【陸屋根に設置する場合】

- ・ 建物本体からの突出感をなくすため、公共用空地等から見えない高さや配置としたり、設置範囲の四周をルーバーで囲うなど、適切に修景すること。
- ・ パネルの最上部は、屋上床面から3m（31m高度地区又は25m高度地区では4m）以下とし、できるだけ低くすること。



！用語解説

＜公共用空地等＞ 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地及び近景デザイン保全区域の視点場

図 2-17 京の景観ガイドライン建築デザイン編 太陽光発電装置の共通基準

■ 地区別基準

地区の特性に応じて町並み景観と調和するよう、共通基準に加え、下記の地区別基準を定めています。

【勾配屋根に設置する場合】

◆歴史遺産型美観地区 歴史的景観保全修景地区

公共用空地等から見える場合は、設置不可。

◆歴史遺産型美観地区 上賀茂郷及び西京極原重要界わい整備地域

公共用空地等から見える場合は、瓦に近い幅のパネルを屋根の形にあわせて、段状に設置すること。



パネル自体で屋根を葺くタイプ



日本瓦の上に乗せるタイプ

◆上記以外の美観地区、美観形成地区

公共用空地等から見える場合は、パネルを形よくまとめ、屋根の形にあわせて配置すること。



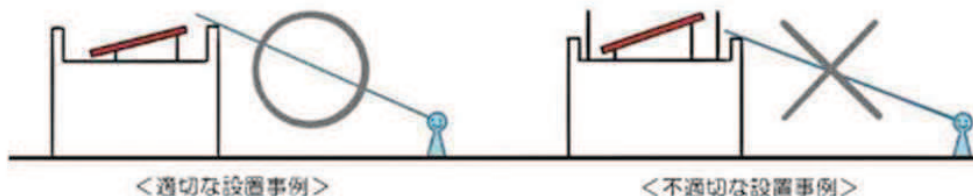
パネルを屋根の形にあわせて配置した例



【陸屋根に設置する場合】

◆歴史遺産型美観地区

パネル及び修景のためのルーバー等は、公共用空地等から見えないように設置すること。



<適切な設置事例>

<不適切な設置事例>

図 2-18 京の景観ガイドライン建築デザイン編 太陽光発電装置の地区別基準

事例:熊本市景観計画(令和6年1月改定)

熊本市では太陽光発電施設を届出対象行為に位置付けており、市全域の景観形成基準（重点地区等含む）において太陽光発電施設に関する項目が設けられている。

建築物の屋根・屋上等に設置する場合と、土地に対して自立して新設・増設する場合でそれぞれ基準を設けている。反射に関する配慮事項等も含まれている。

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	敷地の緑化		・敷地内のオープンスペースは、「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」(P153)も参考として、緑化に努めること。 ・前面道路に面するところ、特に角地等における緑化、窓辺や屋上等の緑化も推進すること。 ・緑陰駐車場等、駐車場の緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮すること。 ・中高木の植栽を促進すること。	
	太陽光発電施設	建築物の屋根・屋上等に設置する場合	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
			形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
			色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	土地に自立して新設、増設する場合		高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
			形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
			色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
			敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮すること。 ・伐採により樹木の連続性を無くさないこと。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
	その他	・外観のよごれや設備の損傷、はみ出し駐車や、無秩序な駐輪、建築デザイン		

図 2-19 熊本市景観計画 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）（抜粋）

事例：宮崎市景観計画（令和7年4月変更）

宮崎市では太陽光発電施設を届出対象行為に位置付けており、市全域の景観形成基準や重点地区の景観形成基準において太陽光発電施設に関する項目が設けられている。

建築物に関する制限事項の中に太陽光パネルの項目が設けられており、反射等に関する配慮事項も含まれている。

表 建築物に関する制限	
項目	行為の制限
色 彩	○外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、別表 3 - 1 の基準により制限を行うこととする。
建 築 物 に 設 置 す る 太 陽 光 発 電 設 備	※：景観法第16条第1項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を定める。その面積が100㎡以上のものを設置する場合は、届出対象とする。 ○太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。 ○架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ○勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。 ○陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。 ○太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。 ＜勾配屋根の場合＞ ＜陸屋根の場合＞ 配慮 ○ 配慮 × 配慮 ○ 配慮 ×

図 2-20 宮崎市景観計画 建築物に関する制限（抜粋）